

令和4年2月21日

栃木県商工会議所連合会  
会長 藤井 昌一 様

### 安全で安定した輸送力確保に向けた取組に関する要請書

日頃は、労働行政及び運輸行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送業界は、国民の生活と経済を守るためのライフラインとして、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、燃料価格高騰への対応をしつつ、ステイホームを支えるエッセンシャル事業として、国内物流の中心的な役割を果たす一方、「ドライバー不足」と「働き方改革への対応」という課題に直面しています。

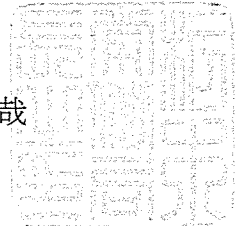
令和6年4月から長時間労働の実態が多いドライバーへの時間外労働の上限規制に係る適用が開始されますが、長時間労働を削減し、安全で安定した輸送力を確保するためには、働き方改革により労働環境及び待遇改善を図ることで、物流の担い手であるドライバー不足を解消する必要があります。

ドライバーの働き方改革の推進のためには、荷主の皆様のご協力が必要不可欠なものとなります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症による業務への影響もあるとは存じますが、別紙取組につきまして、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

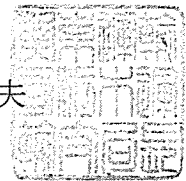
栃木労働局長

藤浪 竜哉



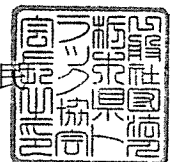
関東運輸局栃木運輸支局長

諏訪 幸夫



一般社団法人栃木県トラック協会会長

石塚 安民



## 1 トラック運送事業者の働き方改革に向けた取組へのご協力について

安全で安定した輸送力確保に向けた取組を行うためには、トラック運送事業者が法令を遵守しドライバーが安心・安全に働くことができるようにしなければなりません。

自動車運転の業務については、令和6年4月1日から時間外労働の上限規制の適用が開始され、特別条項付き時間外・休日労働の協定（いわゆる36協定）を締結する場合でも、時間外労働は年960時間（休日労働は含めない。）が上限となります。

栃木県トラック協会では、長時間労働の原因として、集荷先での生産ラインの突発的なトラブルによる出荷荷物の遅延、予定にない荷物の仕分け・梱包作業、着荷主先での棚入れやピッキング作業等の契約外の付帯作業の発生による長時間待機等、トラック運送事業者のみでは解決できない実態を把握していることから、荷主とのパートナーシップ構築を目指しています。

貨物自動車運送事業法では、荷主によるトラック運送事業者への配慮義務が設けられているほか、トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為（長い荷待ち時間等）を行っている疑いのある荷主に対し、関係省庁と連携して、早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を設けています。

栃木運輸支局管内においても、令和2年度については、トラック運送事業者の過積載運行や過労等の法令違反について、その原因となるおそれのある行為を行っている疑いのある荷主に対し、4件の「協力要請」を発出したところです。

また、栃木労働局では、法違反の背景に、荷主自身の働き方改革等により、運送事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や、発注内容の頻繁な変更等の「しわ寄せ」を生じさせるような行為の疑いがある場合には、公正取引委員会に通報することとしています。

このような状況から、荷主との取引が原因で、長い荷待ち時間や労働時間のルールが守れないような輸送依頼をなくすことが強く求められています。

発・着荷主において、トラック事業者と直に接する担当者まで、その認識が共有され、荷主・トラック運送事業者双方の働き方改革が推進されるよう、傘下会員への周知に特段のご配慮をお願いいたします。

## 2. 標準的な運賃について

緊急にドライバーの労働条件を改善することを目的とし、議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、令和5年度末（2024年3月末）までの時限措置として、国土交通大臣が標準的な運賃を告示することができる制度を設けています。

同制度は、ドライバーの労働条件を改善し、トラック運送事業者の働き方改革を推進するため、トラック運送事業者が法令を遵守しながら、持続的に事業を運営する上で参考となる運賃を示すことを目的とし、令和2年4月24日に告示しました。

栃木運輸支局管内のトラック運送事業者については、すでに約5割は標準的な運賃による運賃設定の届出を済ませております。

実際の運賃は、その届出に基づいて、トラック運送事業者が荷主との協議等を行うことで、個々の運送形態や取引に応じて当事者間で適切な前提・条件を設定し直すことが求められます。

今後、荷主・トラック運送事業者が適正な運賃の設定について、お互いの意見を反映する機会を設けるためにも、まずは荷主の皆様へ標準的な運賃制度を改めて認識いただくとともに、トラック運送事業者との間で協議等を行っていただけるよう、傘下会員への周知等にご理解とご協力をお願いいたします。

## 3. 今般の燃料価格の高騰について

今般の燃料価格高騰によってトラック運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、標準的な運賃の設定に加えて、燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、トラック運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

トラック運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求めたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

つきましては、荷主の皆様へトラック運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うことについて、傘下会員への周知等にご理解とご協力をお願いいたします。

以上